

価格交渉の義務化と従業員基準の衝撃 2026年改正下請法完全解説

弁護士法人 三宅法律事務所
弁護士 渡邊 雅之

ケース①(価格据え置き要請は「買ったたき」か?)

【状況】

委託事業者A社(資本金10億円・従業員250名)は、電子部品を製造する中小受託事業者B社(資本金2億円・従業員200名)に対し、
「原材料費が上がっても、現行価格を維持してほしい」と通告。
B社は「取引を減らされたら困る」として従来単価を据え置いた。

【質問】

この場合、A社の行為は下請法上どのような問題があるか?

【ポイント】

- 原材料費上昇を無視した価格据置は「通常対価を著しく下回る額」に該当?
- B社が価格見直しを要請しても、A社が協議に応じなかったらどうなる?

【コメント】

※下請法では「買ったたき」や「不当減額」扱いの可能性あり。

改正法(取適法)ではさらに明確化され、

- 「受託者が求めた価格協議に応じず、一方的に据え置く行為」は違反(協議拒否の禁止)に該当。
- 協議記録の作成・保存義務も発生(電磁的記録で2年)。

ケース②(資本金基準では非該当でも、従業員数基準で適用?)

【状況】

委託事業者C社(資本金8,000万円・従業員350名)は、物流業務を中小受託事業者D社(資本金2,000万円・従業員200名)に委託。C社は経費削減を理由に、D社への運送単価を一律10%引き下げた。

【質問】

C社・D社の取引は改正下請法(取適法)の適用対象となるか?

【ポイント】

- ・ 資本金基準では「8,000万」対「2,000万」→旧法なら非該当。
- ・ だが従業員数は350対200。300人超基準を超えているか?

【コメント】

※改正で新設された「従業員数基準」(製造・修理・特定運送=300人)がカギ。

親C: $350 > 300 \Rightarrow$ 【委託事業者該当】

子D: $200 \leq 300 \Rightarrow$ 【中小受託事業者該当】

よって、資本金が小さくても、従業員規模で法の適用対象になる。

不当な一律減額は「第5条第1項第3号」違反(不当減額)に該当。

ケース③(協議記録を残さなかったら?)

【状況】

委託事業者E社(資本金2億円・従業員150名)は、デザイン業務を中小受託事業者F社(資本金3,000万円・従業員90名)に委託。

F社が「デザイン制作コスト上昇による単価改定」を申し入れたが、E社は「社内で検討する」と答えたまま協議記録を残さず、価格も変更しなかった。

【質問】

この場合、E社は改正下請法上どのようなリスクを負うか？

【ポイント】

- ・ 協議拒否だけでなく、「誠実な協議・記録義務」の観点が問題。
- ・ 電磁的保存(2年)義務を怠った場合、形式違反にも？

【コメント】

→ 改正法では「価格協議拒否」だけでなく、

- ・ 協議を装って実質的に応じない行為
- ・ 協議の内容・判断理由を記録・保存しない行為

も問題視される。

誠実協議義務＋記録保存義務(第7条改正想定)に違反すれば、**勧告・公表対象**となり得る。

現行下請法

下請法とは(目的と意義)

1. 法律の正式名称

「下請代金支払遅延等防止法」(昭和31年法律第120号)

2. 目的(第1条)

製造委託・修理委託などの取引において、

下請事業者に対する代金の支払遅延や不当な減額等を防止することにより、
親事業者と下請事業者の取引を公正にし、下請事業者の利益を保護することを目的とする。

☑ポイント:

- 中小企業の利益保護を通じて、国民経済の健全な発展に寄与。
- 下請取引の「構造的な力の格差」に着目した取引公正法である。

下請法の基本構造：親事業者と下請事業者（第2条）

区分	親事業者	下請事業者
製造・修理委託	資本金3億円超	資本金3億円以下
同上（中小→小規模）	資本金1,000万円超～3億円以下	資本金1,000万円以下
情報成果物・役務委託	資本金5,000万円超	資本金5,000万円以下
同上（中小→小規模）	資本金1,000万円超～5,000万円以下	資本金1,000万円以下

下請法の基本構造

1. 親事業者と下請け事業者の定義

区分	親事業者	下請事業者
製造・修理委託	資本金3億円超	資本金3億円以下
同上(中小→小規模)	資本金1,000万円超～3億円以下	資本金1,000万円以下
情報成果物・役務委託	資本金5,000万円超	資本金5,000万円以下
同上(中小→小規模)	資本金1,000万円超～5,000万円以下	資本金1,000万円以下

2. 適用対象の類型

類型	内容
製造委託	製品・部品・材料の製造委託(加工含む)
修理委託	製品・部品等の修理委託
情報成果物作成委託	ソフトウェア、デザイン、設計書など
役務提供委託	清掃、警備、情報処理、翻訳など

手続・義務規定

1. 書面交付義務(第3条・第4条)

親事業者は、取引の際に次の内容を記載した発注書面(下請書面)を下請事業者に交付しなければならない。

- 委託内容
- 下請代金の額
- 支払期日・支払方法
- 受領日・検査日

☒目的:取引条件を明確化し、後日のトラブルを防止。

2. 支払期日(第3条)

- 親事業者は、下請事業者から給付を受領した日から**60日以内**に支払いを行う義務。
- 期日未定・過長設定は違反となる。

3. 書類作成・保存義務(第5条)

- 親事業者は、受領・支払等の記録を**2年間保存**。
- 書面だけでなく、電磁的記録(EDI・メール等)も認められる。

4. 遅延利息の支払い義務(第6条)

支払が遅れた場合、親事業者は法定利率に基づく**遅延利息**を下請事業者に支払う義務あり。

禁止行為(第4条・第5条)

区分	内容	具体例
① 受領拒否	正当理由なく成果物を受け取らない	納期到来後の検収遅延
② 支払遅延	60日を超えるサイト設定	翌々月末払いなど
③ 減額	下請責任なしの値引・歩引	「コストダウン要請」
④ 返品	不良品でないのに返送	在庫圧縮目的
⑤ 買ったとき	通常対価を著しく下回る単価設定	市場価格無視の契約
⑥ 購入・利用強制	指定物品・役務を強制	自社備品・広告購入
⑦ 報復行為	通報・協議要請を理由に取引停止	公取委通報への報復
⑧ 原材料費控除	支払前控除や相殺	部品代差引き
⑨ 経済上利益供与	協賛金・寄付等を強要	展示会費用負担
⑩ やり直し強要	一方的な仕様変更	修正費用不払い
⑪ その他	下請利益を不当に害する行為	一方的支払条件変更

優越的地位の濫用との関係

1. 法体系上の位置づけ

規制	根拠法	対象範囲	性質
下請法	下請代金支払遅延等防止法	資本金基準で明確	特別法(独禁法の特則)
優越的地位の濫用	独占禁止法第19条	経済的依存関係に基づく	一般法(抽象規範)

➡ 下請法は「優越的地位の濫用」の特別法として機能し、取引規模が明確な場合は下請法が優先的に適用される。

2. 近時の動向：優越的地位の濫用ガイドライン改訂(2023年・2024年)

年月	内容	主なポイント
2023年12月(公取委)	「優越的地位の濫用に関する独占禁止法上の考え方」改訂	- 価格転嫁拒否や「協議不応」が濫用に該当する旨を初明示。 - 下請法の「協議義務」と整合的に運用。
2024年3月(中企庁)	「パートナーシップ構築宣言」新ガイドライン	- 賃上げ・価格転嫁を妨げる取引慣行を是正。 - 優越的地位の濫用行為を宣言評価項目に追加。
2025年2月(公取委)	「優越的地位濫用に関する執行方針」策定	- AI・デジタル取引を含む新分野の濫用対応。 - 物流・クリエイティブ業界を重点監視分野に指定。

※特に2023年12月の改訂で、「価格転嫁拒否＝優越的地位の濫用」が明記されたことは画期的。

→ 改正下請法(協議拒否禁止)と完全に連動。

行政措置と罰則

種別	内容	権限
勧告(第10条)	違反行為を是正し、原状回復を命ずる	公正取引委員会
公表	勧告に従わない場合、企業名公表	同上
調査権限	立入検査・報告徴収	同上
罰則(第14条)	書面交付・保存違反などに50万円以下罰金	刑事罰(代表者・法人)

執行の実態(最近の動向)

- 年間約4,000件以上の違反認定(勧告・指導含む)。
- 主要違反は「減額」「支払遅延」「買ったたき」。
- 原状回復額は年間約10～15億円規模。
- 特にIT・物流・製造業界で指導件数が増加傾向。

改正下請法(取引適正化法)

法改正の背景と経緯

1. 政策的背景

- 原材料費・エネルギー費・労務費の高騰にもかかわらず、価格転嫁が進まない構造的問題が顕在化。
 - 政府は「賃上げの持続化」「公正取引の実現」を柱に、2024年に一連の政策を閣議決定：
 - ・ 経済財政運営と改革の基本方針2024(骨太方針)
 - ・ 新しい資本主義実行計画2024改訂版
 - ・ 国民の安心・安全と持続的成長に向けた総合経済対策(2024年11月)
- これらで「下請法の抜本改正と物流取引への拡大」が明記され、2025年法案成立、2026年施行へ。

2. 施行スケジュール

区分	内容	日付
政府方針決定	下請法改正方針を閣議決定	2024年6月・11月
国会提出・成立	改正下請法(中小受託取引適正化法)成立	2025年5月16日
公布	令和7年5月23日官報公布	
施行	令和8年1月1日(2026年1月)	

下請法から取適法へ：名称と理念の転換

項目	旧下請法	改正後（取適法）
法律名	下請代金支払遅延等防止法	製造委託等に係る中小受託事業者 に対する代金の支払遅延等防止法 ※機能面を強調
通称	下請法	中小受託取引適正化法（取適法） ※上下関係を廃した表現
目的	代金支払の適正化	価格交渉・協議義務の実効化、公正 取引確保
規制対象	親事業者・下請事業者	委託事業者・中小受託事業者
構造	資本金基準	資本金＋従業員基準

主な改正のポイント(全体像)

1. 従業員基準の新設

資本金基準に加えて、従業員数基準(300人・100人)を導入。

2. 特定運送委託の追加

荷主と運送事業者の取引も対象化。

3. 協議拒否・一方的決定の禁止(新設)

価格交渉の要請を無視・先延ばしする行為を明文禁止。

4. 買ったたきの範囲拡大

価格据置きも実質的買ったたきに該当。

5. 支払手段の厳格化

手形・電子債権など、現金化困難な手段を制限。

6. 電磁的方法の明示義務

EDIやメールでも発注内容明示が可能に。

7. 保存義務の厳格化

取引記録を2年間保存(真正性・可視性を確保)。

取引対象の拡大

類型	主な内容	改正ポイント
製造委託	製品・部品・型・治具の製造	木型・金型・治具類も対象に明確化
修理委託	部品修理・改修	出張修理も含む
情報成果物作成委託	ソフトウェア、設計図、デザイン	自社利用分の再委託も対象化
役務提供委託	清掃、警備、コールセンター等	建設業は除外
特定運送委託(新設)	発荷主→運送事業者への委託	荷待ち・荷役無償強要の是正目的

1. 特定運送委託の新設

- ・ 発荷主が製造・販売目的物を運送事業者へに委託する場合を明確に対象化。
- ・ 背景:「物流2024年問題」(ドライバー不足・荷待ち・荷役無償化)に対応。
- ・ 対象範囲には、荷待ち時間・附帯作業(荷積み・荷降ろし)の有償化問題が含まれる。
- ・ 発荷主が下請法適用対象となることから、物流現場での待機時間・手作業無償強要が是正対象となる。
- ・ 「自社倉庫への物品運送」が適用対象か否かパブコメ

2. 情報成果物作成委託

- ・ 改正で定義が大幅拡充。
「プログラム」「映像・音声」「文字・図形・色彩等の情報結合物」に加え、自社利用目的の作成行為の再委託も対象。
- ・ 自社システムの下請け開発やデザイン業務委託も射程に入り、IT・クリエイティブ分野での適用範囲拡大が実務上の焦点。

適用基準の拡大

1. 資本金基準(従来)

- ・ 製造・修理等:3億円超 vs 3億円以下
- ・ 情報成果物・役務系:5,000万円超 vs 5,000万円以下

2. 新設:従業員数基準

- ・ 製造・修理・特定運送等:300人基準
- ・ 情報成果物・役務提供:100人基準

3. 趣旨

- ・ 資本金を形式的に減額して適用逃れする行為を防止。
- ・ 実質的支配力・雇用規模で判断する「実態重視」へ。

(改正の背景)

従来の「資本金基準」だけでは、資本金を形式的に減額する適用逃れが散見されたことから、常時使用従業員数基準が新設された

☑ポイント

- ・ 資本金ゼロでも、300人超の企業は「委託事業者」。
- ・ 系列会社間の取引も対象化されるケースが増える。

取適法(改正下請法)適用判定問題①(製造委託等(製造・修理・特定運送))

基準:

委託事業者＝資本金 >3億円(中小受託事業者は≤3億円)

または >1,000万～≤3億円(中小受託事業者は≤1,000万)

または 従業員 >300人(中小受託事業者は≤300人)

事例	会社情報	内容	判定・理由
1(資本金差)	委託A: 資本金5億円／従業員80名 受託B: 資本金2億円／従業員250名	製造委託	○ 適用あり A: >3億 ⇒ 該当 B: ≤3億 ⇒ 該当 → 資本金ルートで成立
2(境界値注意)	委託C: 資本金3億円ちょうど／200名 受託D: 資本金5,000万／90名	部品製造委託	✕ 適用なし「3億円ちょうど」は「超える」に該当せず。子5,000万は(≤1,000万)に非該当。従業員も親200(≤300)で✕。
3(従業員数ルート)	委託E: 資本金8,000万／350名 受託F: 資本金2,000万／200名	運送委託	○ 適用あり 資本金基準では× 親E: 350 > 300 子F: 200 ≤ 300 ⇒ 従業員ルートで成立。
4(双方大規模)	委託G: 資本金2億／400名 受託H: 資本金1.5億／350名	製造委託	✕ 適用なし 資本金ルート: 子1.5億は≤1,000万条件に非該当。従業員: 子350 > 300で条件外。

取適法(改正下請法)適用判定問題②(情報成果物作成・役務提供(建設除く))

基準:

委託事業者＝資本金 >5,000万円(中小受託事業者は≤5,000万円)

または >1,000万～≤5,000万(中小受託事業者は≤1,000万)

または 従業員 >100人(中小受託事業者は≤100人)

事例	会社情報	内容	判定・理由
5(典型)	委託: 資本金1億／80名 受託: 資本金4,000万／50名	ソフト開発委託	○適用あり 委託: >5,000万 ⇒ 該当 受託: ≤5,000万 ⇒ 該当 → 資本金 ルート成立。
6(従業員数ルート)	委託: 資本金3,000万／150名 受託: 資本金2,000万／90名	デザイン委託	○適用あり 委託: 150 > 100 ⇒ 該当 受託: 90 ≤ 100 ⇒ 該当 → 従業員 ルート成立。
7(境界値)	委託: 資本金5,000万ちょうど ／95名 受託: 資本金2,000万／80名	翻訳委託	✕ 適用なし5,000万「ちょうど」は >5,000万条件に該当せず。従業員 95も>100に非該当。
8(双方大きい)	委託: 資本金2億／500名 受託: 資本金6,000万／120名	コンサル委託	✕ 適用なし資本金6,000万 >5,000 万で✕。従業員120 >100で✕。

従業員基準・資本金基準の判断基準時

1. 基本原則：契約時点での事業規模で判断

- 適用関係(委託事業者・中小受託事業者の区分)は、「当該取引の契約時点における資本金額または常時使用する従業員数」により判断
- 「前年度末」や「直近決算時点」という固定的基準ではなく、実際の取引時の事業実態を基準

2. 資本金基準

- 資本金(または出資の総額)は、登記簿に記載された額で判断
- 増資・減資があった場合は、契約締結時に効力が発生しているかどうかで判定(例：登記未了の増資は反映されない)

3. 従業員数基準

- 「常時使用する従業員」とは、一時的な雇用関係にある者を除き、労働基準法第108条および第109条に基づく賃金台帳に記載された従業員の数で算定する(運用基準)
 - 日々雇用者(1か月未満の短期雇用者)は含まない
 - 派遣社員は、派遣先ではなく派遣元の従業員数に算入
 - パート・アルバイトなどは常用雇用者として継続的に雇用されている場合のみ算入
- ⇒ 従業員数は「前年度末」ではなく、契約時点での最新の常用雇用実態に基づき、賃金台帳(様式第20号)に記載された人数で判断するのが原則

委託事業者の義務

1. 発注内容の明示(第4条)

- 書面または電磁的方法(EDI、メール、クラウド)で、発注日・内容・金額・支払期日を明示。
- 中小側が希望すれば紙での交付も義務。

2. 支払期日の原則(第3条)

- 受領日から60日以内に支払完了。
- 定めなければ自動的に「受領日」が支払期日となる。

3. 記録・保存義務(第7条)

- 発注・検査・支払等18項目を記録。
- 保存期間:2年。電子保存可だが、改ざん防止(タイムスタンプ・ログ)必須。

※クラウド発注システムやメールも証拠能力を持つため、フォルダ整理とアクセス権管理が肝心。

明示義務

□ 改正の趣旨(法4条)

- ・ 契約条件の透明化・証拠化を義務化。
- ・ デジタル取引の拡大に対応し、電子明示＋紙交付請求権を明文化。
- ・ 口頭発注・不明確契約を排除し、紛争防止を図る。

区分	改正前	改正後(取適法)
明示手段	書面交付中心	書面＋電磁的方法(メール・EDI・クラウド等)を明確化
明示時期	契約締結後「速やかに」	契約締結時に直ちに明示(自動化・即時化を求める)
明示内容	給付内容・金額・期日等	同左＋支払方法・協議対応方針を明示対象に追加
下請(受託者)からの請求	規定なし	紙出力交付義務を新設(第4条2項)

□ 明示方法の範囲

- ・ 書面:発注書・注文請書・契約書
 - ・ 電磁的方法:EDI、電子メール、クラウド発注・電子契約システム
 - いずれも内容・送信日時・改ざん防止性が確認できることが条件。
- 要請があれば:
→ 紙出力を遅滞なく交付(デジタル環境に弱い下請を保護)。

□ 違反と制裁

違反行為	結果
発注内容を明示しない	公取委の勧告・指導対象
紙出力請求を拒否	50万円以下の罰金(第14条)
書類未保存(第7条違反)	指導・是正命令の対象

禁止行為(基本11類型)(第5条)

類型	具体行為例	改正後の特徴
(1)受領拒否	正当理由なく検収拒否	瑕疵・納期遅延以外NG
(2)支払遅延	請求遅延を理由に支払遅延	期限経過で即違反
(3)減額	手数料控除・協賛費等	振込手数料も違反
(4)返品	不良以外の返品禁止	在庫調整目的NG
(5)買いたたき	市価より著しく低い単価	価格据置きも該当
(6)購入・利用強制	自社物品・役務を強要	契約条件化もNG
(7)報復行為	通報・協議要請後の取引停止	法違反通報の保護強化
(8)原材料費早期控除	代金支払前の控除	相殺的控除禁止
(9)経済上利益要求	ノベルティ・協賛要求等	不要な費用転嫁禁止
(10)給付内容変更・やり直し	一方的仕様変更・追加作業	発注書面に基づかない変更禁止
(11)協議不応・一方的決定	協議拒否・無回答・沈黙	新設項目(最重要)

※規則案・運用基準案の議論で「立替精算を拒むことが不利益取扱いになる可能性がある」として規制の対象とすべきかどうか議論されたが、最終案ではその点を義務化する記述にはしなかった。

「減額」(振込手数料の転嫁禁止の明確化)

□ 現行法での扱い

明文では直接規定されていないが、

公取委「下請法運用基準」では従来から

「下請代金支払時に振込手数料を下請側に負担させる行為は不当な減額に該当」と解釈。

□ 改正運用基準での明文化

1. 明確に「発注者負担」が原則とされる。

- 下請事業者への支払に伴う銀行振込手数料等を受託側に負担させることは違反行為として明文化。
- 支払金額を減額して支払う場合(例:100万円請求に対して99万9,500円振込)は、「代金の減額」として違反評価。

2. 理由や慣行による免責は認められない。

- 「業界慣行」「長年の取引でそうしてきた」は違反回避の理由にならない。
- 発注側の都合(銀行契約、システム仕様等)も免責されない。

3. 電子支払手段(でんさい・Pay等)でも同様。

- 電子決済サービス利用料やシステム利用料を下請側に転嫁することも同視される。

「買いたたき」(価格据え置き型違反の明確化)

1. 取適法で禁止される「買いたたき」

- 定義「下請代金の額を、通常支払われる対価に比して著しく低く不当に定めること」。運用基準は判断要素として、①協議の実質、②代金の内容の差別性、③通常対価との乖離、④原材料・労務・エネルギー等のコスト動向を総合考慮と明示
- 重要な明確化(改正運用基準): 労務費・原材料・エネルギーコストの上昇を価格に反映せず、従来どおり据え置く取引は「買いたたき」に該当するおそれを明示(例示列举: 交渉の場でコスト上昇を明示的に協議せず据え置く、要請に対し理由説明もせず据え置く等)

2. 価格据え置きが問題となる典型ケース

- コスト上昇(労務・原材料・エネルギー)を把握可能にもかかわらず、協議や説明を尽くさず価格据え置き＝運用基準の「買いたたき」具体例に合致し得る
- 受注側からの値上げ要請に対し、書面やメール等で理由説明をしないまま据え置き＝例示的に「買いたたき」該当のおそれがあると明記
- 労務費だけを排除して協議対象から外す等、恣意的な範囲設定で据え置く(燃料だけ認め、それ以外は門前払い等)。＝労務費の転嫁指針でも、協議のテーブル自体に着かない・権限者が出てこない等は問題となるおそれがあると整理。

「協議拒否・一方的決定」の新禁止行為(第5条2項4号)

行為例	違反判断
要請を無視・返答せず	協議に応じない行為
権限者が出席せず形式協議	不誠実な協議
情報提出を過度に要求	不当な条件付協議
理由説明・資料提示を怠る	一方的決定行為

- 改正で明文化された新禁止行為。
- 協議要請に対して沈黙・形式的対応・理由不提示はすべて違反對象。
- 「権限者が出ない」「判断を先送り」「資料を見ない」は典型的な不誠実協議。

※運用基準では形式的な協議も違反對象として例示

【1】明示的な協議拒否の例

具体例	解説
①「単価の引上げは一切受け付けない」と一方的に告げる	協議自体を拒否する明確な意思表示。 実質的な交渉の機会を奪うため違反。
②「本年度中は価格改定を行わない方針」と通達する	一律方針で個別事情を考慮せず拒否。 協議拒否に該当。
③「他社は値上げしていない」「うちだけ特別扱いはできない」として門前払い	協議要請に対して合理的説明をせず、 形式的に却下する行為。
④「次回契約更新時に考える」と引き延ばし続ける	実質的に協議を先延ばししているだけで、 実態は拒否にあたる。

【II】形式的に応じたように見せかける「不誠実協議」の例

具体例	解説
⑤ 協議の場を設けても、「上層部の決裁が必要」として結論を出さない	協議に応じる姿勢を示しながら、実質的には決定権を行使しない。
⑥ 下請側の資料提出を求め続け、いつまでも判断を保留	故意に結論を先延ばしにし、実質的に協議を打ち切る。
⑦ 「会社方針だから」「本社決定だから」と根拠を示さず据え置く	合理的説明を行わずに従来価格維持を強要。協議拒否と同視。
⑧ 協議記録を残さず口頭で打ち切る	協議経過の証跡を残さない行為は、誠実協議義務違反と評価。

【Ⅲ】協議に応じたように見せかけて一方的に決定する例

具体例	解説
⑨「検討したが値上げできない」として理由も示さず決定	協議に応じた形を取っても、合理的説明がない場合は違反。
⑩ 下請の要請資料を受け取りながら、回答期限を設けず放置	協議拒否と同様に扱われる。
⑪ 協議の後に一方的に従来単価で契約書を発行	協議を形骸化させ、結論を独断で決定したと評価される。

【Ⅳ】特に問題視される新類型（運用基準で強調）

具体例	解説
⑫「据え置き型買ったとき」	コスト上昇を知らながら価格を据え置き、合理的説明も協議記録もない。協議拒否＋不当減額の複合違反。
⑬「報復的拒否」	過去に協議や通報を行った下請に対し、以後の協議を受けない・取引量を減らす。通報保護規定違反にも該当。

価格協議における実務アクションの要点

1. 要請には必ず協議設定（権限者同席・期日管理・双方向説明）
2. 「労務費も含めた」価格転嫁協議を回避しない（拒否・理由不提示は危険）
3. 通常対価の根拠を3本柱で文書化（従前単価＋公表指数＋実行原価）
4. 結論は理由付記の書面で通知し、記録を2年保存
5. 支払は60日以内・即時性ある手段で（手形等の使用禁止）

価格協議のチェックリスト

目的:「買いたたき」と「協議不応・一方的決定」リスクの未然防止。

1. 価格協議の要請に応じるべきか？／要請がなくても申し出るべきか？

- ・ 応じるのが原則:受注者からの要請にテーブル不設置はNG。労務費・原材料・エネルギー等の上昇は、原則として協議対象に含めるべき事項
- ・ 自発的申出:受注側から要請がなくとも、コスト上昇が客観把握できる場合(公表統計・市況・指数)には発注側から協議を打診(「上昇受領通知→社内閾値超で協議招集」などのルール化)。＝“構造的価格転嫁”の政策趣旨に整合

2. 価格協議の場で注意すべきポイント(交渉プロセス)

- ・ 権限者の出席:決裁権者または権限委譲を明確化した担当者が臨席(権限者不在の形骸化は不可)
- ・ 必要情報の双方向提供:受注者のコスト根拠(見積、指数、賃上げ実施・予定等)を受領し、発注者側の判断根拠や代替案も提示(「必要な説明・情報提供」義務の実質担保)
- ・ 協議の範囲設定は恣意的に狭めない:燃料のみOK・労務費はNG等の線引き拒否は危険。政策文書・指針は労務費も正面から協議と明示。
- ・ 期日管理(SLA化):要請から○営業日以内に初回協議日確定、○日以内に暫定回答、○日以内に最終回答等を社内ルール化(“無回答・放置”はリスク)

3. 価格決定で注意すべきポイント(対価の金額)

- ・ 通常対価ベンチマーク:①従前単価＋公表指数(原材料・電力・賃金統計)での補正、②同種役務の市場価格、③社内実行原価分析の3本柱で「著しい低さ」を避ける。＝運用基準の判断枠組みに適合
- ・ 差別取扱いの回避:同質・同条件の受注者間で合理性のない不利益差を作らない(買いたたき判断要素②に照応)
- ・ 据置・不採用時の説明責任:据置結論なら書面・メールで具体的理由を提示(「理由不提示の据置き」は運用基準の典型的NG)
- ・ 支払手段・期日:手形や現金化困難手段の使用禁止に適合(振込・即時性のある電子手段)。期日は受領から60日以内

4. 協議の記録を残す！

- ・ 記録対象:①要請受領(日時・内容・根拠資料)、②協議開催(参加者・権限・議事要旨)、③判断根拠(指数・見積・社内原価)、④結論通知(理由付記)、⑤暫定措置(遡及・段階反映等)。電磁的保存で2年(真正性と可視性を担保)
- ・ テンプレート化:メール定型・議事録フォーマット・理由書フォーマット・指数表の定期更新(総務／購買管轄)。
- ・ 監査対応:「協議に応じた」「説明した」ことを外形的に証明できる状態に。＝改正の「一方的決定」禁止に対する最重要ディフェンス

補足:物流(特定運送委託)絡みの価格協議での留意

- ・ 荷待ち・荷役の無償化は、取適法上の禁止行為に至り得る。運送委託の追加趣旨も踏まえ、附帯作業の有償性・待機料の扱いを協議事項として明確化
- ・ 適用範囲の線引き(発荷主→元請の直委託は対象外＝独禁法物流特殊指定の射程)も確認のうえ、どの関係が下請法適用なのか契約図で可視化

① 要請受領記録

受領日・時刻: _____

受領方法: ☐メール ☐書面 ☐口頭(議事録添付)

要請者(受注者名・担当者): _____

要請内容の概要:

(例: 原材料費・労務費・エネルギー費の上昇を理由とした単価改定要請)

要請根拠資料の有無: ☐あり(添付: _____) ☐なし

② 協議開催記録

開催日・時刻: _____

開催方法: ☐対面 ☐オンライン(Teams/Zoom等)

出席者(受注者側): _____

出席者(発注者側): _____

発注者側権限者の明示: 役職 _____ 氏名 _____

議事要旨:

- ・要請趣旨の説明内容
- ・発注者側の質問・意見
- ・提示された代替案や暫定措置の有無

③ 判断根拠

参照指数・統計:

☐原材料価格指数(____年____月分)☐電力・燃料価格(____年____月分)☐賃金統計／労務費指数(____年____月分)

受注者見積・資料: _____

発注者社内原価試算: _____

比較対象(同種他社価格・過去実績等): _____

④ 結論通知

決定日: _____

決定内容:

☐要請受諾(単価____円に改定／改定率____%)☐部分受諾(____部分のみ)☐据え置き(改定なし)

理由付記:

(例: 指数上昇率は当該品目に限定されるため、要請額全体の妥当性は認められず、燃料分のみ反映する。)

通知方法: ☐メール ☐書面 ☐システム通知(ログ保存)

⑤ 暫定措置

遡及適用の有無: ☐あり(開始日 _____) ☐なし段階的反映の有無: ☐あり(第1段階____%／第2段階____%) ☐なし

その他特記事項: _____

⑥ 保存方法

保存形式: ☐PDF化 ☐電子署名付メール保管 ☐クラウドシステムログ

保存責任部署: _____

保存期間: 受領日から2年間(真正性・可視性担保措置あり)

支払期日(第3条):「できる限り短い期間」+ 自動短縮規定

法的根拠: 第3条(支払期日)

- 委託事業者は、中小受託事業者から給付(製品納入・役務提供等)を受けた日から
60日以内の範囲で、かつできる限り短い期間内に支払期日を定めなければならない。
- 「できる限り短い期間」とは、通常の商慣行上必要な検収・精算期間を超えない範囲。

自動短縮規定(第3条2項)

- 支払期日が定められていない場合 → 受領日 = 支払期日とみなす。
- 支払期日が60日を超えて定められた場合 → 「受領日 + 59日」が支払期日とみなされる。

☑ 実務上のポイント

- 契約書や発注書に「翌々月末払い」とある場合、
60日を超えるなら自動的に**59日目が期日**とされる。
- 期日超過分は「支払遅延」として違反認定・遅延利息支払義務が発生。

手形禁止

□ 法的根拠: 第5条第1項第2号(支払遅延の禁止)

- 支払期日を過ぎてなお支払わないことを禁止。手形の交付や、支払期日までに金銭と引き換え困難な手段による支払も含む。
→手形・でんさい等の後払い手段＝実質的な支払遅延

□ 禁止の制度趣旨

- 手形は受け取っても満期まで現金化できず、代金未払いと同じ
- 中小受託事業者に資金繰りリスクを転嫁
- 「60日以内現金払い」原則を徹底するため、例外を認めない方向。

□ 改正の背景

- 公取委・経産省「手形取引廃止ロードマップ」(~2026年度)
- 改正取適法では手形支払を明示的に禁止対象へ
- 電子記録債権(でんさい)も、実質的に換金困難な場合は同視

□ 実務対応のポイント

- 支払は銀行振込(現金決済)に統一
- 支払期日は受領日から60日以内
- 手形・でんさいは原則使用禁止
- 遅延利息算定ルールを明確化(年14.6%基準)

電子記録債権(でんさい)の適法・違法の分かれ目

区分	内容	下請法(取適法)上の評価
○適法なケース	受領日から60日以内に満期を設定し、下請側が自由に譲渡・割引できる場合	「現金支払と同等」と評価され、違反ではない
△グレーゾーン	満期は60日以内だが、譲渡や割引が制限されている場合	実質的に現金化困難なら違反とみなされる可能性
✕違反ケース	満期が60日を超える、または「期日前の譲渡・割引禁止」などが付されている場合	「支払期日までに金銭と引換え困難」＝違反

遅延利息(第6条)－公正取引委員会規則による利率適用

□ 法的根拠: 第6条(遅延利息)

- ・ 委託事業者が支払期日を過ぎても下請代金を支払わない場合、その未払期間に応じて*「公取委規則で定める利率」により計算した遅延利息を支払う義務を負う。

□ 適用開始日

- ・ 中小受託事業者の給付受領日から60日を経過した翌日から支払日まで。

□ 適用利率

- ・ 「公取委規則第5号」により毎年見直し。
通常は年14.6%(月1.2%相当)を上限として算定される(例年の標準)。

□ 支払遅延の類型

類型	適用時期	利息発生起算日
期日超過	支払期日翌日から	給付受領＋60日経過日翌日
減額・留保	減額日または60日経過日	同上

実務運用例

- ・ 支払遅延〇日 × 年14.6%で計算し、遅延利息を別途支払う。
- ・ 利息を支払わない場合も違反行為(第5条第1項第2号)に該当。

記録・保存義務(第7条) — 電磁的保存を含む2年間の保管

□ 法的根拠: 第7条(書類の作成及び保存)

- 委託事業者は、取引の発生から支払までの各段階に関する書類・データを作成し、**2年間保存**する義務を負う。
- 保存対象には、改正により協議記録(価格改定要請や応答記録)も追加。

□ 保存対象

- 発注書・契約書(給付の内容・支払条件等)
- 給付受領記録(検収・納品報告書など)
- 支払記録(送金明細・振込履歴等)
- **協議記録**(価格見直し要請・交渉経過・結論通知)

□ 保存方法

- 紙媒体・電子媒体いずれも可。
- 電磁的記録を用いる場合は**真正性・可視性・保存性**の担保が必要。
(例: メールサーバ、電子契約システム、タイムスタンプ付きPDF)

□ 実務上の留意点

- 改正後は「協議拒否」だけでなく、「**協議した証拠を残していない**」こと自体が問題となる。
- 公取委・中小企業庁の調査では、協議経過を確認できない企業は**形式違反**として指導対象。

通報保護規定 — 報復行為の明確な禁止

□ 法的根拠：第5条第1項第7号（報復行為禁止）

- 委託事業者は、中小受託事業者が公正取引委員会・中小企業庁長官・主務大臣等に通報・相談したことを理由に、取引数量の減少・契約打ち切りその他不利益な取扱いをしてはならない。

□ 保護対象行為

- 中小受託事業者による：
 - ① 価格協議の要請
 - ② 不当行為に関する通報・相談
 - ③ 調査協力・証言これらを理由とする報復的取扱いの一切を禁止。

□ 違反事例（公取委指導事例）

行為	判断
通報後に受注を減らす	不利益取扱い（違反）
通報を理由に「次回発注を見送る」	暗黙の報復とみなされる可能性
協議要請後に「別業者へ切替」	実質的な不利益処分に該当

□ 改正の狙い

- 中小事業者が通報や価格協議を「ためらわない」環境づくり
- 優越的地位の濫用（独禁法19条）とも整合的に、報復抑止を徹底

行政措置の基本構造(現行と改正後の比較)

区分	改正前(現行下請法)	改正後(改正取適法)
指導・助言	公正取引委員会・中小企業庁が「口頭または文書」で実施	継続。さらに協議拒否・記録不備も指導対象に追加
勧告	違反行為を確認した場合に是正を求め、公表も可能	継続。勧告内容をより具体化(協議拒否・報復行為等を明記)
公表	勧告に従わない場合に事業者名を公表	継続。協議拒否や記録義務違反も公表対象へ拡大
主務大臣による要請	公取委の措置に加え、中小企業庁長官が同様の措置を可能に	継続＋中小企業庁による再発防止命令的な働きかけが強化

※従来の「違反行為＝不当減額・支払遅延等」中心から、
協議拒否・記録義務違反・報復行為など、
「手続的・透明性違反」も行政措置対象に拡大。

罰則の強化(第14条)

区分	改正前(現行下請法)	改正後(改正取適法)
書面明示義務違反(第4条)	50万円以下の罰金	継続(適用範囲を電磁的方法含むに拡張)
書類保存義務違反(第7条)	50万円以下の罰金	継続。協議記録の不保存も罰則対象に追加
公取委調査拒否(第12条)	50万円以下の罰金	継続。電子記録提出拒否も明確化
報復行為(第5条1項7号)	なし(行政指導扱い)	新設: 違反勧告・公表対象に追加 (刑事罰はないが reputational penalty 強化)

※刑事罰の新設はなし。ただし、行政処分+社名公表による社会的制裁の実効性を強化

改正下請法(取引適正化法)対応チェックリスト

1. 総括的体制整備

No	チェック項目	内容
1	改正下請法の社内周知	改正内容(協議義務・記録保存・電磁的方法等)を社内説明したか
2	管理責任者の明確化	発注管理・支払・協議対応を統括する責任部署を明示しているか
3	コンプライアンス教育	発注部門・経理部門・法務部門に改正点研修を実施済か
4	下請取引監査	年1回以上、委託取引の適正性を内部点検しているか

2. 契約・発注段階(明示義務)

No	チェック項目	内容
5	契約時の明示	給付内容・金額・支払期日・方法を契約締結時に直ちに明示しているか
6	明示方法の整備	書面または電磁的方法(メール・EDI・クラウド等)で明示しているか
7	紙交付対応	下請(受託者)から求められた場合に紙出力を遅滞なく交付できる体制か
8	明示記録の保存	発注書・注文請書・メールログを2年間保存しているか

改正下請法(取引適正化法)対応チェックリスト

3. 価格協議対応

No	チェック項目	内容
9	協議要請の受付	受託者からの価格協議要請を受け付ける仕組み(窓口・フォーム)があるか
10	協議の実施	協議要請に対して 誠実に協議 を行っているか(拒否・無回答なし)
11	協議記録の作成	要請日・根拠資料・議事要旨・判断理由を記録化しているか
12	協議記録の保存	協議記録を 2年間保存 (電子保存含む)しているか

4. 支払関連

No	チェック項目	内容
13	支払期日の設定	受領日から 60日以内 に支払期日を設定しているか
14	手形・でんさいの使用	手形・でんさい等 現金化困難な支払手段 を使用していないか
15	支払方法の明確化	支払方法(振込・現金)を明示・契約書に記載しているか
16	遅延利息の算定	支払遅延時に 規定利率(年14.6%) で利息支払を行っているか

改正下請法(取引適正化法)対応チェックリスト

5. 中小受託事業者の保護

No	チェック項目	内容
17	通報保護体制	下請からの通報・相談を理由に取引停止・数量減等を行っていないか
18	通報窓口の設置	匿名・社外通報を受け付ける窓口(法務・監査)があるか
19	再発防止措置	違反発覚時に再発防止体制(研修・ルール改訂)を実施しているか

6. 書類作成・保存義務

No	チェック項目	内容
20	書類作成	発注・検収・支払・協議に関する書類を体系的に作成しているか
21	保存体制	電子保存含め2年間の真正性・可視性を担保しているか
22	保存対象	発注書・納品書・検収書・支払明細・協議記録すべて対象としているか

改正下請法(取引適正化法)対応チェックリスト

7. 内部統制・教育

No	チェック項目	内容
23	契約レビュー	法務部門による発注条件レビューを実施しているか
24	定期教育	発注・購買・経理担当に年1回以上の取適法研修を実施しているか
25	外部監査対応	公取委・中小企業庁からの調査・報告要求に即応できる体制か